

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令・印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	第二次中南部海岸保全林植林計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	第二次中南部海岸保全林植林計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	487,000千円 H28.12.31まで	H21.7.6 ハノイで (同日)	日本側 坂場三男在ベトナム国大使 ベトナム側 カオ・ドゥック・フアット農業農村開発大臣	H21.7.17 376号
ベトナム	ハイフオン港税関機能強化計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	ハイフオン港税関機能強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	861,000千円 H22.3.31まで	H21.9.21 ハノイで (同日)	日本側 坂場三男在ベトナム大使 ベトナム側 グー・グアレン・ニン財務大臣	H21.10.5 490号
ベトナム	貧困農民支援に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	360,000千円 H22.10.23まで	H21.10.29 ハノイで (同日)	日本側 坂場三男在ベトナム大使 ベトナム側 グー・グアレン・ニン財務大臣	H21.11.16 532号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。